審　査　基　準

令和５年５月１日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第 56 条第２項
処 分 の 概 要：荷台乗車の許可
原権者（委任先）：警察署長（交通部高速道路交通警察隊長を含む。）
法 令 の 定 め： 道路交通法第 58 条（制限外許可証の交付等） 道路交通法施行令第 24 条（制限外許可の条件） 道路交通法施行規則第８条（制限外許可証の様式等）
審　査　基　準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：５日（行政庁の休日は含まない。）
申　　請　　先：申請書は、車両に乗車させて出発する場所を管轄する警察署の交通課窓口（高速自動車国道に係るものについては、交通部高速道路交通警察隊本隊又は各分駐隊）に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通規制課企画管理係（電話 025-285-0110 内線 5174）
備　　考：

別紙(道路交通法第 56 条第２項)

審査基準：

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が荷台に乗車させる人員を限定することにより、１、２両方の条件を満たすこととなると認めるときは許可をすることができる。

１　車両の構造に関する基準

当該荷台乗車を許可する場合において、当該車両が(1)から(3)までの条件すべてを満たさなければならない。

(1)　当該許可申請に基づく荷台乗車をして当該車両を運転する場合において、道路交通に関する法令に違反しないこと。

(2)　(1)のほか、制動能力や操作性の低下等に起因する運転上の危険が生ずるおそれがないこと。

(3)　当該荷台乗車許可によって荷台に乗車した者の安全が確保できること。

２　道路又は交通の状況に関する基準

出発地から目的地までの道路に急カーブがある場合や交通の頻繁な場所がある場合等において、荷台に乗車した者が振り落とされるおそれがあるなど、道路交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがないこと。